



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第30回(追加開催) 90分でわかる民法改正のポイントーここが変わる契約ルール

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 丸山 貴之 / 弁護士 近藤 直生

ウエストロー・ジャパンと大江橋法律事務所では、企業の法務部門の方々を対象に、日々の業務の問題点の解決と最新の実務動向を共有することを目的とした、ワークショップ形式の勉強会を開催しております。

第30回目のテーマは「90分でわかる民法改正のポイントーここが変わる契約ルール」です。

長らく国会で審議中だった改正民法が、2017年4月14日、ついに衆議院で可決されました。今後は、参議院での審議を経て今国会で成立する見通しであり、公布後3年以内に施行されることになっています。

民法は、私人間の法律関係を定める私法の基本法です。今回の改正は、社会経済情勢の変化への対応、国民一般にわかりやすくと観点から、民法の中でも、取引社会を支える最も基本的な法的基礎となる、契約に関する規定を中心に、見直しを行うものです。民法制定以来約120年ぶりの大改正であり、改正項目も約200の多岐にわたり、実務への影響も極めて大きいところです。

改正民法は2019～2020年に施行される見通しであり、法案成立に伴って今後対応も本格化していきますので、この機会に、90分で、法務担当者として押さえるべき改正ポイントを絞って解説いたします。

日 時：2017年5月31日(水) 17:00～18:30(受付開始 16:30～)
会 場：TKP東京駅丸の内会議室 カンファレンスルーム3
千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビルB1
<http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/kg-tokyo-marunouchi/access/>

定 員：64名

参加費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/170531s.html>

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

プログラム

17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 丸山 貴之(まるやま たかゆき)

1997年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2000年弁護士登録。2005年Duke University School of Law 卒業(LL.M.)。2006年ニューヨーク州弁護士登録。2008年より大江橋法律事務所勤務。企業間の国内・国際取引、契約書作成、契約交渉に関するアドバイス等契約実務に関する豊富な経験を有する。主な取扱分野は、一般企業法務、企業再編・M&A、事業再生・倒産(国際倒産処理等)。

弁護士 近藤 直生(こんどう なおき)

1997年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2000年弁護士登録、ときわ総合法律事務所入所。2004年大江橋法律事務所入所。2008年University of Michigan Law School卒業(LL.M.)。2009年ニューヨーク州弁護士登録。2009～2012年経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室参事官補佐。経済産業省では、WTOドーハラウンドにおける関税交渉、GATT・アンチダンピング等に関する国家間の訴訟手続に従事。主な取扱分野は、訴訟等の紛争解決、事業再生・倒産、国際通商法。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI242_201705_FD